

**住民投票制度に関する有識者懇談会 傍聴者アンケート**  
**第5回実施分（令和5年12月12日開催） 自由記載欄**  
**【傍聴者19名】**

○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 投票資格について、具体的内容のない、しかも国柄を反映していない現行憲法にすべて基礎を置く、無理に憲法の解釈論で済ませようとするのは、危機感のない論議である。座長の言のように、立法政策、しかも慎重な政策による所は大きい。しかし、国民主権原理が最も簡単で説得力がある。
- ・ 外国人にも資格が認められるかについての議論。
- ・ 委員が、在留期間により（どうせ長く日本にいられない人）、「将来的な責任」のある・なしをお話しされていたが、少しおかしいと感じた。意見を表明する権利を「将来的な責任」などで区切ると、「納税者」とか「ひきこもり」とか「認知症」とか「高齢者」とか、いろいろな「責任」の区切り方が出てくる。それを「特別永住者」で区切る根拠も弱い。住民投票は、「その時点」の「住民」の「意見」を投票するものであると思う。日本人の「在住3ヶ月」というのは、「3ヶ月くらい住んでいないとその土地のことがわからない」というものではなく、おそらく選挙人名簿を確定するためのものだと思う。そうであれば、外国人も在留資格がある（日本に在留することを国が認めた）、「在住3ヶ月」（これで転出入、出入国が確定するのであれば）で何の問題もないのではないか。「在住3ヶ月」を「6ヶ月」、「1年」、「特別永住」など日本人と違いをもたせるなら、選挙人名簿確定の観点で説明できなければ理由として弱い。  
また、対象事項は、「住民投票」というばく大な市費を投じて実施するものであれば、一定市政に関わる可・非の判断があるもの（単なる意見表明ではなく）であるべきと思った。通常の見解表明であれば、議会への請願・陳情ができる（外国人でも未成年でも）。  
資料1の5ページ(10)「国政レベルでも武蔵野市に影響を及ぼすもの」は意見表明の対象となるが、そのような意見表明を補完する（もつと的を絞った）対象事項とするべきではないかと思った。  
\*これまでの議論を傍聴していません。委員の皆さんの発言の意図を捉え違っていたらすみません。
- ・ 永らく武蔵野市を離れていたためそもそもなぜ投票条例が必要か分からなかった。市政を活発化するための条例であるというご発言が有りましたが、現状の二元代表制の元、上手く回していくには運用が難しいシステムとも言える。住民投票の根拠等については、過去の判例等を紐解いて

いただいたことにより理解ができました。

- ・ 毎回この懇談会では、投票資格者、対象事項、署名関係の3点をバラバラに議論しては迷走を繰り返すが何とかありませんか？事務局しっかりしてください。

自治基本条例19条を出発点としての議論の前提となる事実をしっかり押さえて下さい。

#### 議論の前提①

R3.8 住民投票条例(仮称)素案P1には、「懇談会で議論された本市の住民投票制度の趣旨について」「この制度は二元制を補完するものとして住民にとっていざという時の為の伝家の宝刀としての役割を持つもの」であると下線付きで明記。議会との関係性は明らかです。

#### 議論の前提②

自治基本条例逐条解説P21に、「現行の制度上は、住民投票の結果に法的な拘束力は持たせることはできない為、投票結果については市長及び議会は『尊重する』という規定になります。とはいえ、住民投票の結果には実質的な拘束力が生まれるものと考えられる」と、本市の住民投票制度は「実質的な拘束力が生まれる」ものとの認識が端からの前提であるとの事実。

#### 議論の前提③

その上で、自治基本条例逐条解説P22には、「投票権者は、“公職選挙法上の有権者”に準じることとする」と記載。その上で網掛けをした部分に「外国籍市民を含むかどうかについては住民投票条例制定の際に検討する」と記載。いいですか。投票資格者の議論の運びは、“公職選挙法上の有権者”に準じるか否か、です。準じないならその理由は何か。準じない場合には、法的整理と運用面の具体的負担も斟酌の上、論理的なご意見を教示願います。

#### 議論の前提④

本市の自治基本条例19条1項は、地方自治法7条1項の申請を本住民投票制度に組み込む建て付けにしている。既存の市町村合併特例法は請求及び投票権者を“公職選挙法上の有権者”としているが、他区市町村との対応上、本市は法的整合をどう取るつもりなのか？そもそも前回案で3月居住した入管法上の在留資格者や難民、留学生まで含めて投票権者に加えようとしていたのですが大丈夫ですかね。母国や宗教が様々な個々外国人方の独立居住区を作りたいとの申請を予見したものでしょうか？とにかく法的整合性ある議論をお願いします。

#### 議論の前提⑤

制度の運用面について。

投票資格者に“公職選挙法上の有権者”以外の、入管法上の在留資格者及び難民を加える場合の、資格者名簿の作成・維持に関わる運用と費用負担はどうするのか、についても関係ありませんという態度はおやめください。住民の安全な生活を守るお考えが前提であればですが、運用面では、名簿に関して少なくとも国際テロリスト財産凍結法3条関係(現時点:391個人、94団体)、4条関係(現時点:16個人、27団体)の常時チェックは厳格照合と除外運用が必須となります。費用面についても、公職選挙法上の有権者名簿は国(総務省)負担ですが、そうでない本市

独自名簿であれば全て本市負担(我々の税金)となります。金額について市担当は提示して議論すべきかと思います。あと、おそらく行政手続法39条1項のパブコメ対象が“何人も”対象であることを根拠に、住民投票資格者を混同される委員がおられますが、パブコメで対処可能な事案は全てパブコメで対処いただく方向で議論整理していただけないか？ 毎回、議論が堂々巡りします。

#### 議論の前提⑥

住民投票運動の運用面について。

武蔵野市居住の委員から、戸別訪問しないと署名が集まらない、とご意見がありました。これには一昨年の住民投票騒動時から、本市の治安が悪化している事実をご存知ないことに驚きました。2021年12月4日夕刻、吉祥寺駅北口の花子像前に不審者集団が集まり騒音を流して罵声をあげて、確かお一人女性が肋骨骨折となる傷害事件がありましたよね。年が明けてからもプラカードを持った集団が昭和通り通学路沿いの一民間のお店に地上げ屋紛いの営業妨害行為を連日行なっていたのご存知ないのですか？ 市役所も議会も全て警察に丸投げで市長以下何の対処もせず放置していたのを地元住民は見ていたんですよ。

流石に他の委員も、違反行為に対して「何もできずお願いするだけです」との市担当の回答に驚いていましたが、脅迫や暴行で刑法の処罰規定が適用されるのは当たり前ですが、問題の本質は、この無責任な制度を作りろくに運用できないでいると、住民投票運動の戸別訪問と称して不審者集団が住民宅や学校などへ紛れ込んで、警察通報しても警察が介入して住民を守ることが困難になるんですよ。既に本市は条例騒動に起因した事例があるので、その厳然たる事実を踏まえて、二度とあのような事態が起きないようにしっかり警察と協力して再発防止を講じてください。

以上の議論の前提となる事実を踏まえて、投票資格者を、「公職選挙法上の有権者」とするのか否かによって、以下の検討をお願いします。

#### ①対象事項の範囲をどうするのか

→「公職選挙法上の有権者」以外の、入管法上の在留資格者或いは難民を加えるなら、法的整理と正当な理由の説明をお願いします。

#### ②求める署名数の水準をどうするのか

この点については、投票資格者を「公職選挙法上の有権者」とするのか否か、と対象事項をセットで確定させてから議論しないと時間の無駄だと思います。毎回堂々巡りは避けた方がよろしいかと思います。

いずれにしても、地域の安全を蔑ろにする無責任な議論はせず、安全性も踏まえてご高説をご教示願います。

- ・ ある有識者から投票資格者について地域について詳しくない人はふさわしくないとの意味で永住外国人に限定すべきかの発言がありました。地域について詳しくないのは転居してきたばかり

の日本人も同様です。また大学の学長選挙を例に、長期にわたって地域について責任の取れる人が資格者としてふさわしいかのような発言でしたが移転や転居の自由があり誰もが将来のことについて確定的であることは不可能です。外国人についてのみそのような要件を求めることは理解しがたいと思いました。基本的に外国人との共生や外国人の権利保障という観点を前提にした議論を期待したいと感じました。事務方のご苦労はわかりますが武蔵野市として有識者の方々にとどのような観点から意見を求めるのかという点が曖昧だと感じました。ある方の意見に外国籍の方を分けた場合訴訟リスクが高くなるとありましたが、行政ならいざ知らず有識者としてはやはり外国人の人権保障の観点を重視して意見を出してほしいと痛感します。ちなみに韓国では日本人を含む在外国人に地方参政権を認めています。そのような事例も参考にいただければありがたいと思いました。

- ・ 署名に関する事項の署名水準について、市としては旧市案では1/3と1/6の間の1/4を考えたが、他地域で実施された署名水準で見ると、それでは90%以上が不成立になってしまう、という説明があった。ほとんど住民投票制度が機能しないことになる大変重要な点なのに、有識者会議がこの説明を聞いていなかったかのように無視して、相変わらず1/3と1/6のどの水準が適当かという議論をしていたのは驚きました。初めから9割方成立しないような制度で良いと考えているのでしょうか？ それでは制度を作る意味がありません。
- ・ 投票資格者については、グローバルスタンダードの観点からの議論が必要だと思いました。選挙権と住民投票は違いますが、選挙であっても日本国籍者が他国に滞在中に地方選挙に投票した例は色々聞きますし、永住権を持つ人に限らずにあります。世界的には2重国籍を認める国も多いし、OECD加盟国中30ヶ国が地方選挙権を認め、7カ国が国政選挙権も認めていて全く認めない日本は圧倒的に少数だと知って驚いたのは4年ほど前です。コロナを経てその後ますます地球規模で生存環境を考える時代です。ましてや住民としての意見表明権にすら、外国籍住民に保証しないあり方を脱皮する議論が必要だと思います。
- ・ 日本人として戦争にも駆り出されたが1952年に国籍を一方的に剥奪された人たち、その子孫である2世3世の歴史も視野に入れた議論が必要だと考えます。投票資格を外国人の中の1部とするなら、もっともらしい線引きはあるのか？というような議論は聞いていて恥ずかしかったです。
- ・ 事務局の恣意的な論点整理に誘導された散漫な議論。「有識者」と名乗る資格はない。税金の無駄遣い。
- ・ 投票資格者について。前回資料の判決から踏み込んでの議論がとても印象に残りました。
- ・ 自治基本条例を考えていた時期には、外国籍の人を投票資格者に含んでも問題ないだろうと書いていても、国の政策が変わり、社会情勢を鑑み、慎重に考えて議論を進めていく、という流れに

なっていることには賛成する、という委員の意見を拝聴し、この有識者懇談会の意義を感じました。

- ある委員から、「参政権」と「投票権」は分けて考えることが出来る、という発言がありました。しかし、2年前の上程時に、投票内容によってはこの住民投票が憲法15条の公務員の罷免に関連するために参政権ともかかわってくるのでは、ということで、大変問題視された部分でもありました。「分けて考える」ことが出来ないので問題になった経緯もあるので、ここをもう少し議論して頂きたかったです。
- 署名活動の罰則規定がなかった前回の条例案が、性善説の上に成り立っていたことがとても恐ろしく感じました。異なる意見があると、その人の家の前まで行くような過剰な抗議活動を市内で見かけたこともありました。選挙のように活動時間も決められておらず、「表現の自由」という名のもとに、なんでもあり、の活動が行われてしまう危険性も考えていただきたかったです。
- 地域の構成員として、日本人・外国人ともに、武蔵野市での滞在期間で投票資格を考える、というのは、面白い視点だなと思いました。
- 18歳未満が投票資格者とならないのは何故でしょう。他市の住民投票では中学生も参加した事例があります。
- 事務局資料2 [投票資格者] P7 の【憲法第14条第1項(平等原則)適用の考え方】について。事務局がこのような整理をした意図が不明ですが。まず、「日本人住民同士の区別」をする意図は何なのだろうか。国(総務省)作成の有権者名簿から本市居住期間により一部の有権者を外すことを考えているのなら、有権者の義務の制限で訴えられると思うけど。憲法14条1項の国民の法の下での平等において、一部の有権者たる国民の権利制限をしてまで、区別できるという合理的説明を是非ご教示願います。事務局も資料記載願います。  
次に、「日本人住民と外国人住民の間の区別」。憲法10条及び国籍法に基づく日本国民と、入管法に基づき入国を許可され在留資格を取得した外国人及び難民の区別は、まず根拠法そのものが違いの根拠ではないですか。人種差別撤廃条約1条2項の「この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については適用しない」が国際条約上の論拠。ウクライナ東部4州では二重にロシア国籍を有する者を多く含む投票権者による住民投票が行われて当該地域がロシアへの編入に利用されてました。外国人に住民投票権を付与した場合に起きた直近の恐ろしい事例ですよ。翻って、我国の隣国の軍事大国の中国は国防動員法や国家情報法を海外(例えば日本)に居住する自国民にも適用し義務を負わせていますが、安全保障上の観点からも、その決定が政治的意思決定に拘束力を有することが前提の本市住民投票の資格者は我国国籍を有する者に限定すべきではないですか。本市も我国統治機構の不可欠な要素であり、国民の生命と安全を守る責務を有する基礎自治体です。責任ある意見をご教示ください。外国にも相互主義の原則が存在するとご主張されるのであれば、事務局は具体的にその点、資料記載願います。

最後に、「外国人住民同士の区別」。人種差別撤廃条約1条の中でも特に4項に特段の留意が必要。「人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保する為、保護を必要としている特定の人種もしくは種族の集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別と見做さない。但し、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなってはならず、また、その目的が達成された後は継続してはならない。」

この人種差別撤廃条約1条4項を読み込んだ上で、外国人間の平等原則を守るよう、事務局には資料作成願いたい。200近くある国や地域、人種、宗教その他背景の全く異なる外国人間の平等原則こそ守らなければならない。我が国の政治的意思決定に拘束力を有する（cf. 自治基本条例逐条解説）とされる本市住民投票制度の投票資格者は公職選挙法上の有権者とするのが論理的帰結と考えられるが、仮にも200近くに及ぶ母国を有する外国人の中から一部特定の背景を持つ外国人を優遇？区別する場合には、他の外国人住民から平等原則に反するとの訴えに答え得る合理的説明が必要である。事務局には人種差別撤廃条約1条4項を資料に提示の上で特定人種の特別優遇或いは差別が発生しないよう慎重に資料作成を行うべきと考える。武蔵野市居住の委員からは、特別永住者だけに住民投票資格を付与する旨の提案があったが、外国人間の平等原則の観点から考えた場合、特定外国人への特別措置が永続的に継続することを前提に、本市条例を制定すべきではないとの結論に至ってしまう。憲法94条「法律の範囲内」と、人種差別撤廃条約1条4項「特別措置は(略)継続してはならない」について前提として資料作成しなければ、この資料P7平等原則の意味合いが不明となるので、事務局にはこの点、資料追記記載願います。

- ・ 市の作成資料を見て、市が本懇談会メンバーとして最初に指名した委員のご発言と照合すると、投票資格者に特別永住者をどうしても入れたい意図をお持ちだと推察してしまいます。それ以外に議論の迷走を見て理由付けが難しいと感じています。

武蔵野市は、今なお政党機関紙であるしんぶん赤旗を公費購読している自治体であることは周知の事実ですが、地方行政における意思決定過程において政治的中立性に懸念が持たれることは後の混乱の元となるので公正性・透明性ある手続を進めていただきたいと思います。税金を財源とした資金が政党に流れることも望ましくありませんし、政策立案に関わる市職員方が一部の方々に大きく影響を受ける状態は、健全な行政運営として問題があると思います。ちなみにこの機関紙の発行主体である政党の政策では、「永住外国人に地方参政権を認め、直ちに付与する措置を求めます」と記載があります。現状において、この機関紙の言説通りに市当局が考えているとの誤解を完全に払拭できるだけの法的根拠と合理的説明、更には経済合理性と効果性についての説明が、憲法15条2項に言うところの「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」との立場であるべき市当局には求められる状況にあると考えます。

投票資格者資料P22のH7. 2. 28最高裁判決においては、判決理由と傍論には解釈によって諸説ある中において、「二元代表制に対する伝家の宝刀」を制度趣旨とし市政の重要事項に関する意思決

定に「実質的な拘束力が生まれる」との前提に立っている本市自治基本条例 19 条に基づく住民投票制度においては、憲法が国民国家の基本法である以上、統治の本質に関わる重大な作用は当該国家のメンバーシップを持つ国籍保有者に担保せざるを得ない、との論を取らざるを得ないと思料します。

この点は、同資料 P7 に記載の憲法 14 条 1 項(平等原則)、並びに、外国人間の平等原則を意図した人種差別撤廃条約 1 条 4 項に照らしても法的整合に問題は生じません。

問題の本質は、憲法 94 条上、法律の範囲内で条例を制定することができる、とされているが、本市自治基本条例 19 条に基づく住民投票制度に対しては、その趣旨や決定に対する拘束力を考え合わせると、事務局や一部委員のように、判決傍論や偏向的に諸説を組み合わせで強引に理由付けしようとするにはかなり無理があると言わざるを得ないと外形的に見えていることです。市当局の一存で指名した委員方のみで、公職選挙法上の有権者と異なる「投票資格者」を設定されるに際しては、多くの国民が納得できる法的根拠と合理的な説明、本市独自の負担コストと見合うだけの効果をより明確にしっかり提示いただく必要があると思います。

全ての住民の安全な生活を壊すことなく、特定の外国人住民の優遇の為ではなく全ての外国人住民の住民サービス向上を市が進めたいと考えるなら、その手段に外国人投票権を絡ませるのは、混乱や弊害のみではないですか？喫緊に対応すべき対象事項が何か誰も列挙できない状態でフワフワした議論がなされますが、一体何が目的の議論なのか聞いていてわからなくなります。一部特定の方々の意見反映の為のプロセスでないと思いたいと思いますが、呉々も前回の分断と混乱を市が招いた大失態の再発防止の視点を常に堅持してのご提言ご教示をお願いします。

- ・ 署名条件の議論で、公職者のリコールを請求できる署名数のハードルは、さすがに高いので・・・という議論がありました。

最近、英国では、選挙区の有権者が地元選挙区選出の国会議員をリコールできる仕組みを導入しました。その際の署名条件は 10% となっていますが、同時に、リコールを請求できる事例について、具体的な制限が課されています。

つまり、ポジティブ・リストが提示されている訳ですが、逆に言えば、リストに合致する事例であれば、リコール投票を行うことは容易です。

一方で、日本の場合、リコールを請求する理由そのものが、手続きの上で問われているわけではありません。いかなる動機でもリコールを請求できる・・・つまりネガティブ・リストところか、動機はどうあれ、もっともらしい理由をつければ無制限にリコールを請求できるというのが日本のリコール制度です。したがって、民主的選挙の結果を尊重し、代議制デモクラシーの制度を安定的に機能させるためにも、条件を高く設定することは合理的な判断であったと解すべきでしょう。

以上の議論を敷衍して考えれば、住民投票にかけることのできる対象範囲を、安全保障マターなどなど、地方自治体の権限を全く超える事柄の意見表明にまで広げるのであれば、住民投票を实

施することの時間的、経済的、政治的合理性を踏まえて、署名数のハードルを高く設けることは妥当であるという結論が導き出されるはずですが、有識者が揃っていないながら、なぜ、そのような議論にならないのか、まことに不思議でなりません。

## ○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- ・ 金をかけて常設型条例を作るのは無駄。法律論だけで外国人に対するのは、精神論で病気に対するようなもの。外国人の穏当な生活の便を聞くなら、住民投票などの政治的手法より、意見聴取等の行政対応が、速攻かつ簡便であろう。議会の上に立法機能を持たせるシステムを作ることは危険。慎重な取り扱いを要するものである。
- ・ 対象事項については、市政等の事項に限るべきだと考える。市の枠を超えるものは扱うべきでは無い。対象資格者については、日本人・外国人問わず、対象事項レベルにより市内在住歴や不動産の保有状況などを元に資格を定めて良いと思う。クリティカルな事項については、市の将来に責任をもてるものに限るべきである。(何がクリティカルか決めるのも困難ではあるが) 本当は武蔵野市に骨を埋める覚悟がある者が資格者ということだが、見極めは難しい。署名要件については、合併協議やリコールにとらわれず、やはり投票にかける内容により 1/6・1/4・1/3 に分けるべき。また、最低限の罰則や無効判断があつてしかり。以上感じたことです。活発な議論、ありがとうございました。
- ・ たくさんの資料作成など事務方の皆様のご苦勞に感謝します。1つお願いですがアンケートの回答を翌日までにらせというのはあまりに無理があります。またPCでの記入提出、FAXでの提出など様々な形でのアンケート提出を認めるようお願いいたします。
- ・ 「国民国家（国民主権）の原理」についての議論が全く深まっています。「原理」という以上、それは絶対的なものであるはずで、それを制約する他の「原理」があるならばそれを明示すべきだが、それを示さぬまま議論が進んでいく知的頹廢に恐怖を感じました。事務局、そして有識者諸氏は、「国民国家（国民主権）の原理」に対する自らのスタンスを明確にした上で議論すべきです。その上で、「国民国家（国民主権）の原理」を重視する有識者を参考人として招致して議論をやり直すべきと思考します。こうした現状を予見し、警告を発していた陳情が市議会に提出されていたので添付します。「住民投票制度に関する有識者懇談会」メンバーの多様化に関する陳情（陳受5第17号）令和3年12月21日、武蔵野市議会は、私ども「武蔵野市の住民投票条例を考える会」が提出した「住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情」（陳受3第19号）を採択しまし

た。この陳情は、市長が提出した「住民投票条例案」（議案番号 53）の否決のみならず、その根拠たる「自治基本条例第 19 条」の削除も視野に入れるよう求めたものであり、この陳情を採択した武蔵野市議会は、「住民投票制度」の必要性について過去の経緯にとらわれることなく議論する責務を負っています。

にもかかわらず、市議会が「自治基本条例第 19 条の削除は必要ない」、「住民投票制度については、執行部から再提案がなされた際に改めて検討する」という方針を令和 4 年 6 月 23 日に示した結果、執行部は「住民投票制度確立に向けた論点整理」関連予算を含む令和 5 年度予算を策定しました。こうした動きに対し、私どもは「住民投票制度確立に向けた論点整理」関連予算の保留に関する陳情（陳受 5 第 9 号）を行い、住民投票制度を争点とする令和 5 年 4 月の市議会議員選挙を経て当選した新議員に可否の判断を委ねるよう求めましたが、当時の市議会は陳情に対する採否の判断を示さぬまま令和 5 年度予算を可決しました。こうした一連の動きは、先に市議会で採択された「住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情」（陳受 3 第 19 号）の存在を無視するものと言わねばなりません。

その上、執行部は「住民投票制度に関する有識者懇談会」を設置しました。これは、「自治基本条例第 19 条の規定に基づく住民投票制度の確立に向け」たものとされ、市議会に対する事前の行政報告もなく、いきなり「市報むさしの」（令和 5 年 6 月 15 日）にメンバーの氏名を掲載するというもので、市議会を軽視し、ひいては議員を選出した有権者を愚弄するものと言わざるを得ません。

さらに言えば、「有識者懇談会」の人選に偏りはないでしょうか。有識者の見解を聴取する意義は、多様な観点について専門的な見地から助言を得るところにあると思われませんが、住民投票制度並びに先述の「住民投票条例案」（議案番号 53）がはらむ欠陥をめぐって積極的に発言されている方が見受けられないところからして、結論ありきの懇談会という疑念を払拭することはできません。

以上のことから、武蔵野市に対し、住民投票制度並びに先述の「住民投票条例案」（議案番号 53）がはらむ問題点を指摘する方を加えるなど、意見の多様性という観点から有識者懇談会のメンバーを再検討することを求め、陳情いたします。

- ・ 逐条解説に示してあった、という形ではなく、きちんと条例として示しておくのが大事ではないでしょうか。明文化することに条例の意味があると思うのですが、その点についての有識者のみなさんのお考えも聞きたいです。
- ・ 本日の意見交換を踏まえて、次回の資料では、少なくとも、外国籍の「住民」の投票権について、憲法上の法的解釈について意見の一致がみられた事柄と、法的事実の解釈について意見が分かれた事柄を、整理して記述してください。  
本日の議論を聞いた限りでは、

- ・憲法は、地方自治体において、外国籍の住民が投票権を有すること自体を、禁じてはいない。
- ・一方で憲法は、外国籍の住民に投票権が付与されていないことを、違憲とはしていないし、投票権を与えることを義務付けてもいない。

という点は、確認されたと理解しています。

そのうえで、一人の委員から、外国籍の住民を住民投票から「排除」するならば、そのことについての「合理的」な理由が求められる等の指摘がなされ、巧妙に、公務員の国籍が云々などの「タメにする議論」へと議論誘導がなされていましたが、正直、嫌悪感を感じざるを得ませんでした。

住民投票制度の制度目的は、代表制デモクラシーの補完的手段として、直接デモクラシー（有権者全員の投票で意思決定を行う）の手法の一つである「住民投票制度」を活用することであり、制度を活用する主体は、言うまでもなく有権者全員というのが原則です。それが国際標準のアカデミックな常識ではないのですか？

代議機関を「作る」のは有権者であり、その意思が包摂的に示されるのが選挙という制度です。そして、「有権者が作った代議機関」の誤った行為や不作為を正す、有権者全体の包摂的意思決定を可能にするのが住民投票、そして住民投票付きのイニシアティヴという制度です。

代議制デモクラシーの主体は有権者、それが基本です。

未成年の人々や外国籍の人々のように、有権者資格を有しない人々を包摂する意思決定の仕組みを作りたいのであれば、現行制度の枠組みにおいて、住民投票制度を活用するという発想こそ「不合理」であり、そもそも有識者として「不健全」な態度では、ありませんか？

※文字及び文章はできる限りアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。また、委員名については削除しています。